

中小企業競争力強化促進事業補助金交付要領

(通則)

第1条 中小企業競争力強化促進事業（以下「本事業」という。）に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）」及び「北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例及び同施行規則に係る実施要綱（以下「要綱」という。）」「公益財団法人北海道中小企業総合支援センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）」によるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、道内中小企業・小規模事業者が行う競争力の強化を図るための、新分野・新市場への進出等の取組に必要な経費の一部を補助することにより、北海道経済の活性化及び雇用機会の創出促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 本要領において、次に掲げる用語の意味は、各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当する者であって、道内に、主たる事務所を有するもの又は事業所を有するものをいう。

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項（第1号及び第2号に限る。）に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項（第3号、第4号及び第9号を除く。）に規定する中小企業団体

(2) 事業所

「事業所」とは、単一の経営主体が、人、施設、設備等を有して継続的に事業活動を行う場所をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号をすべて満たすものとする。

(1) 道内に事業所を有しており、支店登記等がなされていること。

(2) 助成措置の申請を道内事業所名義で行う場合にあつては、支配人登記、取締役会の決定、委任状の交付等申請についての対象事業者等の意思が明らかとなっていること。

(3) 道内事業所で事業を円滑に進めるための体制が取られていること。

(4) 道内事業所で独自の経理処理がなされていること若しくは経理の状況を把握していること又はこれらを行うことが十分可能であること。

(5) 交付された資金の使途が道内事業所に係るものであること。

- (6) 対象事業に基づく助成の成果を引き続き道内事業所で利用すること又は助成の後、道内事業所でその事業の成長発展が見込まれること。
- (7) 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。
- (8) 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、上限額は、別表1とおりとし、補助事業を行うために必要な経費であって、必要かつ相当と認めるものについて予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業の実施期間)

第6条 事業実施期間は、第8条第2項の交付決定の日の属する年度の4月1日から翌年3月15日までの間で公益財団法人北海道中小企業総合支援センター（以下「事務局」という。）が認める日までとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助対象者は、事務局に対し、別に定める本補助金の募集期間中において「中小企業競争力強化促進事業に係る補助金交付申請書」（様式第1）（以下「交付申請書」という）を事務局へ提出し、交付の申請を行うものとする。

2 前項の申請に当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 前項ただし書きの場合にあっては、次のとおりとする。

(1) 補助対象者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 補助対象者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、中小企業競争力強化促進事業補助金消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第2）によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに事務局に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年4月30日までに事務局に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確

定後は速やかに事務局へ報告し、当該金額を返還しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 事務局は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、社会的に事業に知見を有する者等からなる外部審査会を設置し、当該審査会において、補助対象者から提出された交付申請書等を基に、別に定める「中小企業競争力強化促進事業審査要領」によって審査する。なお、審査会の設置及び運営に関し、必要な事項については、別に定める。

2 事務局は、前項の審査により、補助金を交付すべきと認めるときは交付を決定し、「中小企業競争力強化促進事業補助金交付決定通知書」(様式第3)(以下、当該交付の決定の通知を受けた者を「交付対象事業者」という。)を、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 事務局は、補助金を交付すべきと認められないときは「中小企業競争力強化促進事業補助金不採択通知書」(様式第4)を、当該申請を行った者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 事務局は、第8条第2項による補助金を交付する場合は、必要な条件を付すものとする。

(申請の取下げ)

第11条 交付対象事業者は、第8条第2項に規定する、当該通知に係る交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に、申請の取下げをすることができる。

(補助事業の中止等)

第12条 交付対象事業者は、第8条第2項による交付の決定があった事業(以下「補助事業」という。)を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、「中小企業競争力強化促進事業補助金事業中止・廃止承認申請書・報告書」(様式第5)により事務局の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第13条 交付対象事業者は、補助事業を事業実施期間内に完了しないとき又は、補助事業の遂行が困難になったときは、「中小企業競争力強化促進事業補助金事業執行遅延・不能報告書」(様式第6)により速やかに事務局へ報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第14条 交付対象事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「中小企業競争力強化促進事業補助金変更申請」(様式第7)により事務局の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をきたさない場合で、かつ、その事業量又は事業費について20パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

2 前項の規定に該当しない要件の変更(住所変更等)を行った場合においても、「中小企業競争力強化促進事業補助金変更申請」(様式第7)により事務局へ届け出なければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

- 第 15 条 交付対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。
- 2 取得財産等（1 件の取得価格又は効用の増加価格が 30 万円以上の機械及び器具）については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の対応年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間（当該耐用年数が 10 年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して 10 年間）は、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ「中小企業競争力強化促進事業補助金取得財産等処分承認申請書」（様式第 8）を事務局へ提出し、事務局の承認を受けなければならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を事務局に返還した場合は、この限りではない。
 - 3 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部に相当する金額を返還する条件が付されたときは、当該金額を指定された期日までに事務局に返還しなければならない。
 - 4 前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する額を事務局に返還させることができるものとする。
 - 5 交付対象事業者は、処分制限財産について、「中小企業競争力強化促進事業補助金取得財産等管理台帳」（様式第 9）を設け、保管状況を明らかにしなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

- 第 16 条 交付対象事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等（以下本章において「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に「中小企業競争力強化促進事業補助金に係る産業財産権等取得等届出書」（様式第 10）を事務局へ届出しなければならない。

(状況報告等)

- 第 17 条 事務局は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付対象事業者に対して当該補助事業の遂行に関し、報告を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

(補助事業等の遂行等の命令)

- 第 18 条 事務局は、交付対象事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

- 第 19 条 交付対象事業者は、補助事業が完了したとき（第 12 条の規定に基づく中止等の承認を受けた場合を含む。）は、その日から 30 日以内又は 3 月 18 日のいずれか早い日までに、「中小企業競争力強

化促進事業実績書」(様式第 11) (以下「実績報告書」という。)を事務局へ提出しなければならない。

- 2 交付対象事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税等を減額して報告しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第 20 条 交付対象事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の終了後から 5 年間保存しなければならない。ただし、処分制限期間を経過しない処分制限財産を有する場合は、当該処分制限期間を経過することになるまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理・保管しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 21 条 事務局は、第 19 条第 1 項の報告を受けた場合には、これを審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第 14 条に基づく変更の承認を受けた場合は、その内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「中小企業競争力強化促進事業補助金確定通知書」(様式第 12)により交付対象事業者に通知する。

(補助金の交付)

第 22 条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定したのち、交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 23 条 事務局は、交付対象事業者が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は要綱及びこの要領及び「暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書」(様式第 1 添付書類)に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(事業化等の状況報告)

第 24 条 交付対象事業者は、補助事業の完了した日の属する自らの事業年度終了の日から 5 年間、自らの毎事業年度終了の日から 3 ヶ月以内に、当該補助事業に係る過去 1 年間の事業化及び収益状況等に関する「中小企業競争力強化促進事業補助金事業化等状況報告書」(様式第 13) (以下「事業化等状況報告書」という。)を、事務局へ提出しなければならない。

- 2 事務局は、必要に応じて、交付対象事業者に対して、前項の報告に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。
- 3 交付対象事業者は、その証拠となる書類について当該報告を行った日から 3 年間保存しなければならない。

(収益納付)

第 25 条 事務局は、前条の報告により、交付対象事業者に当該補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助事業に基づく成果の他への供与により、相当の収益が生じ

たと認めるときは、交付対象事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する金額を事務局に返還させることができるものとする。

2 前項の規定により返還を命ずることができる金額の合計は、補助金の確定額の合計を上限とする。

(秘密の保持)

第 26 条 事務局は、補助対象者がこの要領に従って事務局に提出する交付申請書等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、本補助事業遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとし、入手した交付申請書等については、善良な管理者の注意義務をもって適切に管理するものとする。

2 交付対象事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

(個人情報保護に関する取扱い)

第 27 条 事務局は、補助対象者に関して得た情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。

2 事務局は、補助対象者に関して得た情報については、公的機関が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合は求めに応じて提供する。

(その他)

第 28 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定めるものとする。

附則

この要領は、2025年4月16日から施行する。

別表1（第5条関係）

事業名	事業内容	補助限度額	補助率	補助対象経費
マーケティング支援事業	<u>新分野・新市場への進出等</u> ※ のために行う市場調査や展示会等（道内において行われるものを除く。）への出展に要する経費	[道外実施] 100万円 [海外実施] 200万円	1／2以内 （千円未満切り捨て	市場調査の委託費、出展料、展示工事費、滞在費、往復の交通費、輸送費、パンフレット印刷費、パネル・模型作成費用、PR動画作成費、出展に必要な機材の導入経費、海外で開催される展示会等への出展や市場調査を伴う海外特許出願費用（市場調査外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用等）
コンサルタント等招へい支援事業	<u>新分野・新市場への進出等</u> ※ のために行う技術開発、生産管理、マーケティング又は <u>脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成に向けた取組等</u> のコンサルタント等の招へいに要する経費	100万円		コンサルタント料、滞在費、往復の交通費
産業人材確保支援事業	<u>新分野・新市場への進出等</u> ※ に資する人材確保のために行う情報通信技術を利用した就業場所や時間にとられない働き方の導入に要する経費	60万円		機器購入費、システム構築費、コンサルタント料
産業人材育成支援事業 （派遣）	<u>新分野・新市場への進出等</u> ※ に資する人材養成を図るために行う先進企業、研修機関等及び専門職大学院、社会人を対象とした大学院等への	50万円 （1人当たり）		入学料、授業料、滞在費、往復の交通費

	従業員等の派遣に要する経費		
産業人材育成支援事業（招へい）	<u>脱炭素社会の実現、デジタル社会の形成等の社会経済情勢の変化に対応するなど、競争力の強化に向けた重要な課題に取り組むために行う講師を招へいして実施する研修会等に必要経費</u>	50万円	授業料（講師側（企業等）に支払う経費）、会場借上費、滞在費、往復の交通費
市場対応型製品開発支援事業（一般）	<u>新分野・新市場への進出等</u> ※のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展に要する経費（市場調査等のみを行う場合を除く。）	300万円 （うち市場調査等に要する経費200万円）	原材料・副材料費（試作用）、治具・工具費（試作用）、外注加工費（試作用）、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、特許実施費、先行技術等調査費、市場調査委託費、道外展示会出展費（出展料、展示工事費、滞在費、往復の交通費、輸送費、パンフレット印刷費、パネル・模型作成費用、PR動画作成費、出展に必要な機材の導入費用）、人件費（新規雇用SE等に限る）等
市場対応型製品開発支援事業（特定産業分野）	自動車・電子部品製造業等加工組立型工業の事業者との取引拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は <u>新分野・新市場への進出等</u> ※を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業若しくはIT産業の中小企業者等が	500万円 （うち市場調査等に要する経費200万円）	原材料・副材料費（試作用）、治具・工具費（試作用）、外注加工費（試作用）、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、特許実施費、先行技術等調査

	行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費（市場調査等のみを行う場合を除く。）			費、市場調査委託費、道外展示会出展費（出展料、展示工事費、滞在費、往復の交通費、輸送費、パンフレット印刷費、パネル・模型作成費用、PR動画作成費、出展に必要な機材の導入費用）等
市場対応型製品開発支援事業（共同研究開発）	道内において構成員の1／2以上が中小企業者等であるものが <u>新分野・新市場への進出等*</u> のために大学などと連携して行う加工組立型工業、基盤技術産業、食関連産業等、環境・エネルギー産業若しくはIT産業に関する共同研究開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費（市場調査等のみを行う場合を除く。）	500万円 （うち市場調査等に要する経費200万円）		原材料・副材料費（試作用）、治具・工具費（試作用）、外注加工費（試作用）、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、特許実施費、先行技術等調査費、市場調査委託費、道外展示会出展費（出展料、展示工事費、滞在費、往復の交通費、輸送費、パンフレット印刷費、パネル・模型作成費用、PR動画作成費、出展に必要な機材の導入費用）、人件費 等

※「新分野・新市場への進出等」とは、次の①～③のいずれかに該当する取り組みをいう。

- ① 新分野への進出とは、中小企業者等の事業が属する日本標準産業分類における小分類項目以外の小分類項目に属する事業に進出するもの。
- ② 新市場への進出とは、中小企業者等が保有する製品等を新しい市場（新しい顧客）に売ることなど、道外及び海外市場の開拓やシェア拡大などを行うもの。
- ③ 新分野・新市場への進出等には、新事業展開（新商品の開発・生産、サービスの開発・提供などの新たな事業活動）等を含むものとする。